

平成26年度社会福祉法人相馬福祉会事業計画

平成24年度から実質的マイナス0.8%の改定となった第5期介護保険事業計画2年目の25年度も、震災及び原発事故による被災避難高齢者を中心に介護状態の重度化、要介護状態の出現等で当法人運営事業所への利用希望者は、今まだ増加傾向にあり、落ち着く先が見えない現状で推移しております。

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故後満3年を迎えたが、国が計画している復旧、復興は、双葉地方を除く浜通りのどの地域においても順調な進捗とは言えない状況であり、特に相馬地方での保険、医療、福祉は、福島県がそれぞれに計画した施設整備が進むにつれ、圧倒的な看護、介護職員等の人材不足の深刻さが、解決の糸口さえ見いだせない状況に陥っております。

しかし、仮設住まいの高齢者の要介護状態出現や重度化は着実に増大し、介護老人福祉施設の利用希望者も重度化している実情であります。

団塊の世代が後期高齢年齢を迎える2025年を見据えた医療法人と社会福祉法人の統合的制度改革と合わせ、介護保険事業の更なる効率性が求められる変革期を迎えようとしている中で、やはり震災と原発事故の影響は大きく、若い世代の人材不足状態は、少子化及び保育問題と共に福島県内全域へとその広がりを見せております。

当法人においての、震災以後の特例による受け入れ可能な範囲での要介護者の受け入れ対応は、今後も継続される事が予想され、人員配置数確保と資質保持など合わせ持った、安定的な運営、経営バランス維持が求められることから、地域の唯一の介護老人福祉施設として、サービス利用者、家族及び地域の方々から信頼される法人・施設の持続性確立と、制度改革後に求められるであろう体制への先見性と情報整理を図りながら、体制整備維持のための基本枠組みである人材確保、育成、資質向上並びに施設の安全性の確保を推進しながら、相馬福祉会が社会福祉法人として地域から期待される役割が実践できるような多角的な視点で、柔軟な体制による経営、運営のため役職員が一丸となって事業の展開に努める。

事業計画

1. 理事会、評議員会の開催
2. 法人役員等研修会への参加促進

平成26年度特別養護老人ホーム相馬ホーム事業計画

基本方針

介護保険制度に基づく介護老人福祉施設として、要介護状態にある利用者に対し、施設サービス計画に基づいて可能な限り居宅における生活の復帰を念頭におき、利用者の意思及び人格と権利を尊重しながら明るく家庭的な雰囲気を有したなかで、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう運営体制の整備、強化をはかり施設サービスの充実、向上に努める。

運営方針

1. 入所利用対象者は、介護保険法の定めにより要介護と認定された者のうち、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成14年8月7日厚生労働省令第104号)に基づき策定された「福島県指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所に係る指針」により優先して決定する。
2. 入所利用者の個々の意思及び人格を尊重しその権利を守ると共に、利用者の立場に立って、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上のお世話、機能訓練、健康管理、療養上の介護及び看護等を従来型多床室、ユニット型個室においても居宅における生活が継続したものとなるよう配慮し、施設サービス計画に沿ったサービスに努める。
3. 利用者の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、栄養マネジメントによる低栄養状態の予防、改善に努める。
4. 個々の能力に応じ、自立した明るく楽しい希望に満ちた施設内日常生活が営む事が出来るようレクリエーション、行事等の各種余暇活動を積極的に展開する。
5. 地域社会や家庭と共に歩む開かれた施設を目指し、地域や家族との結びつきを重視した交流と連携を積極的に展開する。
6. より快適な居住環境と制度が求める施設環境造り、安全性が維持できる修理修繕及び補強等を含めた施設整備と設備の保守点検整備等を図りながら、運営及び経営の効率化を進めると共に、内外の環境整備に努める。
7. 契約行為に伴い、広く透明性が求められることから利用者、家族、地域の方々、関係機関等に対し積極的な情報の開示と共に、個人の意思の確認に努める。

平成26年度社会福祉法人相馬福祉会居宅介護支援事業計画

1. 事業目的

「社会福祉法人相馬福祉会特別養護老人ホーム相馬ホーム指定居宅介護支援事業運営規程」に基づき、介護支援専門員を複数配置し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

2. 運営方針（事業目標）

- (1) 相馬市の要援護高齢者との契約により適正な居宅介護支援に努める。
- (2) 常に要援護高齢者の人権尊重と自立生活に視点を置き、相談業務を進める。
- (3) 保健・医療・福祉等の社会資源の把握と、連携の強化に努める。
- (4) 上記内容を基礎に、独立性、中立性を持った適正な居宅介護支援事業が実施できるよう積極的な研修会等の参加を図り事業を展開する。

3. 居宅介護支援事業内容

- (1) 相馬市の委託を受け、介護保険要介護認定の訪問調査を行う。
- (2) 要援護高齢者との契約のもと、介護保険制度上のケアマネージメントの充実を図る。
 - ①アセスメントの実施：所定のアセスメント表に基づき、要援護高齢者の在宅生活における生活課題や要望を導き出す。
 - ②介護支援計画の策定：上記で導き出された課題や要望を解決するため、介護保険給付サービスを活用する介護支援計画を作成する。本人、家族の意向に沿い、週間サービスを策定する。また、給付限度額等の調整も行う。
 - ③ケアカンファレンスの開催：上記で作成した介護支援計画を基に、本人家族を交え、関係サービス機関を召集し、ケアカンファレンスを行い、介護支援計画を確かなものにする。
 - ④モニタリングの実施：計画どおりにサービスが提供されているかどうか、利用者が満足しているかなどを定期な家庭訪問の実施により確認すると共に、サービス機関に不満等があれば指摘も行う。

平成26年度相馬福社会デイサービスセンター事業計画

1. 基本方針

通所介護および介護予防通所介護の事業は、要支援又は要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努める。

2. 内容

(1) 日常生活上の援助

利用者の身体的および精神的能力に応じ、その必要な介護、援助を行う。

(2) 健康状態の確認

血圧、脈拍、体温等の健康状態をチェックし、利用者の健康管理に努めるものとする。

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活等を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化に努めるための各種アクティビティサービスを提供する。

(4) 送迎サービス

送迎を必要とする利用者については、専用車輌により送迎を行う。又、必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、入浴サービスを提供する。

(6) 食事サービス

栄養面、嗜好に配慮し、利用者の状態に応じた食事を提供する。

(7) 相談、助言等に関するこ

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

3. 通所介護計画・介護予防通所介護計画の作成

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、居宅サービス計画および介護予防サービス計画に沿って、個別に通所介護計画および介護予防通所介護計画を作成し、その内容について利用者および家族に説明、交付するものとする。それに基づき上記の各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

4. 他機関への協力依頼について

訪問リハビリ事業所への委託協力のもと、各利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、スタッフが機能訓練の指導を仰ぐものとする。

5. 苦情処理

利用者又はその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

6. 緊急時の対応について

通所介護または介護予防通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関等に連絡し、適切な措置を講じるものとする。

7. 機関誌の発行

通所介護および介護予防通所介護事業の実施にともない、利用の促進、事業の理解増進と協力を得る目的で、機関誌ひまわりを発行する。

年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4月	花見ドライブ（八幡神社）	10月	買い物外出（新地バンビりんご団地）
5月	スポーツ大会	11月	体力測定
6月	体力測定	12月	クリスマス忘年会
7月	七夕飾り製作	1月	新年お茶会
8月	かき氷パーティ	2月	手作りおやつ
9月	カラオケ大会	3月	体力測定